



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年9月17日（金） 第9936号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○同	2
○道路の供用開始（同）	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
公 告	
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	3
○土地区画整理事業の換地処分の届出（都市計画課）	5
○都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る縦覧（同）	5
○都市計画高度利用地区の変更に係る縦覧（同）	5
○都市計画道路の変更に係る縦覧（同）	5
教育委員会規則	
○群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則（特別支援教育課）	7
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	8
○政治団体の名称等	9
○政治団体の異動事項	9
○資金管理団体の名称等	10
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	10
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（警察本部会計課）	10
○同	13
落 札	
○落札者等の決定（警察本部会計課）	15

■ 告 示

◎群馬県告示第249号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月17日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	146号	吾妻郡長野原町大字羽根尾字小滝389番の8地先から同郡同町大字古森字曾利21番の1地先まで	前	7.2~20.0	512.0
			後	10.3~38.0 10.3~38.0	512.0 220.0

◎群馬県告示第250号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月17日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋大間々桐生線	前橋市粕川町西田面211番の4地先から同市同町前皆戸38番の1地先まで	前	6.6~10.7	616.2
			後	8.9~20.0 7.0~11.5	616.2 76.4

◎群馬県告示第251号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月17日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
-------	-----	-----	---------

種 類			
一般国道	292号	吾妻郡長野原町大字長野原字東貝瀬901番の1地先から同郡同町大字同字同883番の1地先まで	令和3年9月17日

◎群馬県告示第252号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和3年9月17日

群馬県知事 山 本 一 太

一台堂2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱10号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	大字	字	地番
1	安中市	下秋間	一台堂	4385番地1
2	同	同	同	同
3	同	同	同	同
4	同	同	同	同
5	同	同	同	同
6	同	同	広田	4259番地1
7	同	同	同	4261番地2
8	同	同	同	4262番地1
9	同	同	一台堂	4320番地1
10	同	同	同	同

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県安中土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年9月17日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
笹川沿岸	理 事	再 任	齋藤忠男	藤岡市本郷18番地1
	同	同	須藤直樹	同 同 28番地

同	同	関口紀由	同 同 203番地
同	同	角田一雄	同 同 209番地
同	同	宮本義治	同 同 224番地
同	同	常澤裕	同 同 235番地
同	同	岩崎住之	同 同 246番地
同	同	岩崎勝廣	同 同 290番地2
同	同	福田彰	同 同 998番地1
同	同	市村恒夫	同 同 1062番地
同	同	澤入忠夫	同 同 1081番地
同	同	澤入潤	同 同 1096番地
同	同	廣瀬充男	同 同 1241番地1
同	同	萩原秀男	同 同 1253番地
同	同	廣瀬勉	同 同 1299番地
同	同	福島利満	同 同 1475番地
同	同	福島孝之	同 同 1526番地
同	同	福嶋辰美	同 同 1612番地
同	同	関口満	同 同 2029番地2
同	同	畑中恵	同 同 2052番地
同	同	宮田豊	同 同 2056番地1
同	同	秋山康一	同 同 2214番地1
同	同	中野邦夫	同 同 甲2237番地
同	同	秋山幸夫	同 同 2261番地
同	同	秋山次男	同 同 2272番地
監 事	同	福田康雄	同 同 200番地
同	同	福島史大	同 同 乙1527番地
同	新 任	関根和正	同 同 22番地4
同	退 任	中野卓雄	同 同 2266番地

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、玉村町から玉村都市計画事業玉村町文化センター周辺土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があった。

令和3年9月17日

群馬県知事 山本 一 太

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、太田都市計画第一種市街地再開発事業の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年9月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画第一種市街地再開発事業 太田駅南口第三地区
- 2 都市計画の決定年月日 令和3年9月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部まちづくり推進課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画高度利用地区の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年9月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画高度利用地区 太田駅南口第三地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和3年9月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部まちづくり推進課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、館林都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和3年9月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画道路 (1) 3・3・3号 青柳広内線 (2) 3・3・1号 南部幹線
(3) 3・3・16号 122号線 (4) 3・4・14号 館林邑染線 (5) 3・4・46号 北成島線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 3・3・3号 青柳広内線
変更する部分 館林市北成島町地内
 - (2) 3・3・1号 南部幹線

変更する部分 館林市近藤町地内

(3) 3・3・16号 122号線

変更する部分 館林市青柳町地内

(4) 3・4・14号 館林邑楽線

変更する部分 館林市大谷町地内

(5) 3・4・46号 北成島線

変更する部分 館林市北成島町地内

3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所及び館林市都市建設部都市計画課

4 縦覧期間 令和3年9月17日から同年10月1日まで

■ 教育委員会規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月十七日

群馬県教育委員会教育長 渡辺郁美

群馬県教育委員会規則第二十五号

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則(昭和三十九年群馬県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第三聳学校の項中「四〇」を「三三」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

■選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和3年9月17日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,354
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 302,213
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	9,896
甘楽郡	6,351
吾妻郡	15,315
利根郡	9,338
佐波郡	10,071
邑楽郡	27,166
前橋市	93,064
高崎市	103,369
桐生市	31,023
伊勢崎市	56,072
太田市	59,158
沼田市	13,229
館林市	20,822
渋川市	21,692
藤岡市・多野郡	19,084
富岡市	13,390
安中市	16,259

みどり市	13,940
------	--------

◎群馬県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和3年9月17日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
井上克彦後援会	井上克彦	大橋功	館林市本町4-14-30
	令和3年8月6日		
鈴木あつこ後援会	羽鳥敦子	伊藤知彦	高崎市吉井町吉井547-3
	令和3年8月26日		
大日本護楯会	萩原隆	萩原悟志	伊勢崎市下植木町772-45
	令和3年8月13日		
貧困を無くそう党	正田静子	長岡勇道	伊勢崎市蕪塚町1297-4
	令和3年8月26日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和3年9月17日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党看護連盟群馬県支部	会計責任者の氏名	藤井深雪	悦永昭子	令和3年7月30日

自由民主党群馬県商工政治連盟支部	主たる事務所の所在地	前橋市大前田町328	前橋市関根町3-8-1	令和3年8月16日
------------------	------------	------------	-------------	-----------

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
群馬県商工政治連盟	主たる事務所の所在地	前橋市大前田町328	前橋市関根町3-8-1	令和3年8月16日

◎群馬県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和3年9月17日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
羽鳥敦子	群馬県議会議員	鈴木あつこ後援会	高崎市吉井町吉井547-3	令和3年8月26日

◎群馬県選挙管理委員会告示第51号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月17日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

表1の項中「渋川908-22」を「有馬259-1」に、「介護老人保健施設 銀玲 同 石原564番地1」を「介護老人保健施設 赤城苑 同 赤城町北赤城山1055-1」に改める。
 「介護老人保健施設 銀玲 同 石原564番地1」
 「介護老人保健施設 赤城苑 同 赤城町北赤城山1055-1」
 「介護老人保健施設 赤城苑（ユニット型） 同 赤城町北赤城山1055-1」

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和3年9月17日

群馬県警察本部長 千代延 晃 平

1 調達内容

- (1) 入札件名及び数量 現場画像伝送システム機器賃借 一式
- (2) 入札件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和4年2月1日(火)から令和10年1月31日(月)まで
- (4) 借入場所 群馬県警察本部
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和3年10月1日(金)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月14日(木)午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、資格の再認定を受けた者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 本調達物品納入後の保守体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110 内線2214~2216
- (2) 入札説明書の交付方法 令和3年9月17日(金)から同年10月14日(木)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した入札参加資格確認申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について群馬県警察本部が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和3年10月20日(水)までに入札参加資格確認結果通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和3年10月14日(木)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「現場画像伝送システム機器賃借入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年10月27日(水)午前10時00分 群馬県警察本部庁舎地下1階入札室(郵送による場合は、書留郵便とし、令和3年10月26日(火)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県警察本部警務部会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「現場画像伝送システム機器賃借入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者に直ちにくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: CHIYONOBU Kouhei, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the services to be required: Lease for the Electronic Computer Hardware and Network, 1 set

(3) Rent period: From February 1, 2022 to January 31, 2028

(4) Fulfillment place: Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken

Note: Closed holidays which are stipulated by Article 1 of the regulations concerning Gunma Prefectural holidays.

(5) Bidding deadline: October 27, 2021 at 10:00 a.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than October 26, 2021 at 5:00 p.m.)

(6) Contact point for the notice: Contract Section, Finance Division, Department of Police Administration Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8580, Japan, TEL 027-243-0110(ext.2214 to 2216) (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和3年9月17日

群馬県警察本部長 千代延 晃 平

1 調達内容

- (1) 調達件名 交通反則通告管理業務開発委託
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結予定日から令和4年12月31日（土）まで
- (4) 納入場所 群馬県警察本部
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和3年10月1日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月14日（木）午後4時までに資格者名簿への登載を確認し、群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係へその旨を連絡すること。
- (3) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110 内線2214～2216
- (2) 入札説明書の交付方法 令和3年9月17日（金）から同年10月14日（木）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について契約担当者が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

また、入札参加資格確認結果は、令和3年10月18日(月)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期間 令和3年9月17日(金)午前9時から同年10月14日(木)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 持参又は上記(1)の場所に郵送とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「交通反則通告管理業務開発委託入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年10月28日(木)午前9時 群馬県警察本部庁舎地下1階入札室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月26日(火)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県警察本部警務部会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「交通反則通告管理業務開発委託入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者に直ちにくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: CHIYONOBU Kouhei, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the services to be required: Consignment of Software development

(3) Contract period: From the date of contract agreement, 2021 through December 31, 2022

(4) Dates of issue for tender documents: From September 17 through October 14, 2021, from 9:00 a.m. to 5:00 p.m.

Note: Closed holidays which are stipulated by Article 1 of the regulations concerning Gunma Prefectural holidays.

(5) Time-limit for tender: October 28, 2021 at 9:00 a.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than October 26, 2021 at 5:00 p.m.)

(6) Contact point for the notice: Contract Section, Finance Division, Department of Police Administration Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8580, Japan, TEL 027-243-0110 (Japanese language only)

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和3年9月17日

群馬県警察本部長 千代延 晃 平

- 1 落札に係る物品の名称及び数量 高崎北警察署(仮称)庁舎用事務机等の購入 両袖デスク等120品目
1,612点
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和3年7月30日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オオタヤ 群馬県前橋市問屋町一丁目10番7号
- 5 落札金額 27,478,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和3年6月18日

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111

